

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人きずなの会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 この規程で言う役員とは、理事及び監事を言う。

第三条 (理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席)

役員が理事会に出席した時及び評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは別表1により報酬及び実費弁償費(交通費、研修費、会議参加費等)相当を支払う事ができる。

二、交通費等の実費が、実費弁償費を超える場合は、その実費とする。

(理事及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬)

第四条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営の為に、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

二、評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営の為に、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により業務報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

三、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

第五条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

二、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第六条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する事ができる。

二、旅費は、実費を支給する。

三、業務遂行に必要な経費を、実費を原則に支給する。

四、旅費は実費を考慮して、増額する事ができる。

五、旅費は原則として、出張終了後支払う事とするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後精算する事ができる。

(適用除外)

第七条 施設の常勤職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

二、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が報酬を辞退した場合、この規程を適用しない。要件として 別表4 報酬辞退届の提出

(改正)

第八条 本規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成16年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

別表 1			
名 称	報 酬	実費弁償費	
理事会 出席報酬等	10,000円	実費交通費	
評議員会出席報酬等	10,000円	実費交通費	
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	実費交通費	
		不明の場合暫定支給 5,000円	
別表 2			
名 称	報 酬	実費弁償費	
理事、評議員業務報酬費	20,000円	実費交通費	
監事 監査指導報酬費	20,000円	実費交通費	
別表 3			
旅 費	宿泊費	1日の報酬費	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

(適用除外)

第七条 施設の常勤職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

二、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が報酬・交通費を辞退した場合、この規程を適用しない。要件として 別表4 報酬辞退届の提出

上記規程による

別表4

報 酬 辞 退 届

平成 年 月 日

社会福祉法人きずなの会

理事長 岡 田 昭 一 殿

平成 年 月 日より平成 年 月 日における任期について
社会福祉法人きずなの会の 理事・監事・評議員・評議員選任解任委員として
報酬規定の報酬・交通費については、第七条をもってこれを辞退致します。

申出人

住所

氏名

Ⓜ

法人役務(

)